

亶理町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第6回）	平成28年1月15日（金）14:40～15:00
	前回（第5回）	平成27年2月13日（金）13:30～13:50
場 所	宮城県庁9階 第一会議室	
復興整備事業	その他施設の整備に関する事業 ・太陽光発電事業（吉田東部地区）	
出 席 者	亶理町	副町長 三戸部 貞雄 農林水産課長 齋藤 幸夫 農林水産課整備班長 石川 毅 企画財政課主幹兼副班長 南部 浩秀
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 大沼 伸 宮城復興局政策調査官 丹野 栄 宮城復興局参事官補佐 鈴木 明美
	農林水産省	東北農政局農村振興部農村計画課長 清水 一教 東北農政局農村振興部農村計画課農村復興計画係長 佐藤 一喜
	宮城県	土木部都市計画課 技術副参事兼技術補佐（総括）堀米 健 土木部復興まちづくり推進室 技術副参事兼技術補佐（総括）鈴木 昌寿 農林水産部農業振興課 課長 高橋 久則 震災復興・企画部地域復興支援課 部副参事兼課長補佐（総括）菅原 修

○協議内容

- 1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課復興整備第三班 主事 永田梨絵）
 - ・出席者紹介
 - ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
 - ・傍聴人への注意

2 議 事

亶理町復興整備協議会規約第7条により、亶理町長の代理人の三戸部亶理町副町長が議長となる。

（亶理町副町長 三戸部）

亶理町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（亶理町事務局 企画財政課主幹 南部）

様式第2により説明。

（亶理町副町長 三戸部）

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問

はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(亶理町副町長 三戸部)

今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(亶理町事務局 企画財政課主幹 南部)

様式第8により説明。

(亶理町副町長 三戸部)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(亶理町副町長 三戸部)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、いかがでしょうか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

本土地利用方針については異存ございません。

(亶理町副町長 三戸部)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。

(亶理町副町長 三戸部)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。

以上で、議事を終了いたします。

○協議結果

- 太陽光発電事業（吉田東部地区）の区域にかかる土地利用方針について，東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。